

4 災害対策等について

1 東日本大震災を踏まえて、今後の防災態勢の強化について

平成23年3月11日、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の国内観測史上最大の巨大地震が発生した。

それにより発生した大津波は、宮城県、岩手県、福島県を中心に、東日本太平洋岸一帯に甚大な被害をもたらした。

地震発生からまもなく1年となるが、これまでの災害救助法での対応を踏まえて、当面する今後の災害時における主要課題について説明する。

(1) 避難所の運営等について

避難所の設置期間の長期化が見込まれる場合は、次の設備や備品等を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等、生活環境の改善対策を講じること。

整備にあたっては、購入による整備の他、必要に応じてリース等の活用も図るとともに、関係事業者等と協定を結ぶなど事前準備を図られたい。

- ① 畳・マット・カーペット等の整備
- ② 間仕切り用パーティションの設置
- ③ 冷暖房機器、テレビ、ラジオの設置
- ④ 仮設洗濯場（洗濯機・乾燥機を含む）・簡易シャワー・仮設風呂等の設置
- ⑤ 仮設トイレの設置（高齢者、障害者等の災害時要援護者が使いやすい洋式の仮設トイレを必要に応じて設置すること）

上記の整備に加え、女性用の更衣室や乳幼児がいる女性への配慮としての授乳室の設置など、女性や子育て世帯へのニーズに配慮するため、避難所の運営に女性の参画を推進するとともに、避難所の開設については、女性のニーズや視点を取り入れるなどの工夫をお願いする。

また、避難所における情報提供は被災者にとって大変重要なものである。特に視覚障害者や聴覚障害者に対する伝達方法については、特段の

注意をお願いしたい。

なお、応急救助の実施に際し、指定された学校・集会施設等の避難所では対応できない高齢者や障害者等、特別の配慮を必要とする避難者については、社会福祉施設への緊急入所による対応を行うとともに、必要に応じて、社会福祉施設の空きスペース等を活用した福祉避難所の開設をするなどの対応を行われたい。

(2) 福祉避難所の設置・推進について

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等にあつては、一般の避難所では生活に支障をきたすことがあるため、避難所生活において何らかの特別な配慮が必要となる。そのため、それらの者に対して適切にサービスを提供する避難所として、福祉避難所の設置及びその推進が求められているところである。

厚生労働省では、福祉避難所の設置・活用の促進のため「福祉避難所設置運営に関するガイドライン」（平成 20 年 6 月）をお示しするとともに、毎年、災害救助担当者全国会議等を通じて、周知等に努めているところであるが、平成 23 年 3 月末現在、合計で 7,546 か所、1 か所以上指定済の市町村割合は 41.8 %である。

各都道府県におかれては、同ガイドラインを参考として、改めて、管内市町村に対して、福祉避難所の一層の周知を図るとともに、次の事項についても留意し、福祉避難所に対する理解と事前指定の推進に向けた取り組みをお願いしたい。

なお、都道府県においては、福祉避難所に適した施設と人材の確保について、広域的な視点での調整を図り、管内市町村への支援を行うようお願いしたい。

- 量的確保のため、あらかじめ適切な施設（具体的には、耐震、耐火、鉄筋構造を備え、物理的障壁の除去（バリアフリー）された施設）の指定や介助員等の派遣の体制について関係団体と協定を結ぶなど事前準備を進められたいこと。
- 福祉避難所のみならず一般の避難所においても、高齢者、障害者等

の心身の健康管理、生活リズムを取り戻す取組みが重要である。このため、通常時から、保健師等による健康相談、こころのケアの専門家の派遣等の体制について、他の地方公共団体や保健福祉関係団体等と協定を結ぶなど事前準備を進められたいこと。

- 災害時要援護者の生活必需品として、紙おむつ、ストーマ用装具等消耗器材があげられる。災害時においては、この消耗器材の円滑な供給体制の確保が図られるよう、平常時から、備蓄又は関係団体等との協定を結ぶなど事前準備を進められたいこと。
- 高齢者、障害者等の災害時要援護者本人が参加する当事者参加型の訓練を行うことによって、具体的なニーズを把握することが可能である。これらの訓練の成果を踏まえて、改めて福祉避難所運営マニュアルを整備するなど、その質的確保を図られたいこと。
- 高齢者、障害者等の特別の配慮が必要な方のための避難所である福祉避難所を設置した場合、次のような特別の配慮のための実費を加算することができることとなっていること。
 - ① 概ね10人の対象者に1人の相談等に当たる介助員・手話通訳等の配置
 - ② 高齢者、障害者等に配慮したポータブルトイレ等の器物の費用
 - ③ 紙おむつ、ストーマ用装具など要援護者の日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材、食事の費用
- 社会福祉施設への緊急入所、緊急ショートステイ等による対応で生じる費用については、介護保険制度等による対応となり、救助の対象とはならないので留意願いたいこと。

(参考) 東日本大震災における福祉避難所において指摘された福祉避難所運営の課題等 (一例)

- 急きょ、福祉避難所に指定した避難所は、避難者の日常生活に必要な機能、設備(ベッド、車イス、杖等)が十分ではなく、避難者に少なからぬ負担をかけた。
 - 災害時に備えての生活支援物資の備蓄について検討を進める必要がある。
- 福祉避難所における医療・福祉職員の確保・配置や避難者の病院通院への交通手段の確保等について、担当部署が体制を構築するまでに時間を要した。
 - 防災・福祉・医療等の関係部局において、災害時における連携・協力がスムーズに行えるような体制を構築する必要がある。

(3) 応急仮設住宅等の提供について

応急仮設住宅の建設にあたっては、以下の点に留意のうえ、各都道府県と管内市町村の役割分担等について事前に調整を行い、被災者の避難所生活からの円滑な移行が進められるよう準備をされたい。

- 応急仮設住宅の建設については、大規模災害時に大量の設置が必要となる事態に備え、市町村と調整を図り、事前に建設可能な土地を選定し、候補地リストを作成しておくとともに、施工業者と事前に協定を結ぶなど準備をされたい。
- 災害の規模が著しく大きい場合等には、迅速な対応を図る観点から、発災後ただちに、おおよその見込数をもって応急仮設住宅を発注し、その後、被災住民への意向調査の結果等を踏まえながら、設置計画の修正を行うことも差し支えない。
- 応急仮設住宅の建設にあたっては、手すり、スロープの設置や敷地内通路を簡易舗装するなど、できる限り物理的障壁の除去された(バリアフリー)仕様とすること。
- 応急仮設住宅の建設だけではなく、民間賃貸住宅等を借り上げて対応することも可能であるので、都道府県は管内業界団体と協定を結ぶ

などにより、日頃から民間賃貸住宅の空き住戸の把握や、災害発生時の入居手続き等の確認をするなどにより、早期の避難所の解消に向けた取組を行うこと。

- 今後、応急仮設住宅の基準面積、地域の環境・気象状況に応じた仕様の標準化、民間賃貸住宅を応急仮設住宅として取り扱う際のルール化などを検討する予定としている。

(4) 住宅の応急修理制度について

住宅の応急修理については、委任を受ける市町村が迅速に取りかけられるよう予め実施要領を作成し、市町村職員に対して研修等で周知するとともに、工務店等の応急修理を実施する事業者の指定を行い、名簿を作成しておくなどの準備をされたい。

なお、住家の被害認定については、市町村の関係職員にとって建築関係で専門的な視野に立って処理しなければならない面もあることから、予め他の地方公共団体と人材派遣の協定を結ぶなど、応援、協力体制を整えておくようお願いしたい。

(5) 医療（救護班）について

災害が発生した場合には、必要に応じ速やかに救護班を編成・派遣し、災害のため医療の途を失った者に対して災害救助法（以下「法」という。）による医療を実施する必要がある。

このため、災害発生直後の混乱期に、迅速に救護班の活動が開始できるよう、予め公立病院、日本赤十字社等の協力を得て救護班を編成しておくとともに、必要に応じ地域医師会等とも連携を図れる体制や救護班の活動を調整する仕組みの構築を確立しておくようお願いしたい。

2 大雪、融雪出水期における防災体制の強化

今冬期においては、日本海側を中心として記録的な大雪となり、国民生活に甚大な影響を及ぼしている。

特に、青森県、新潟県、長野県では、連日の降雪により、これを放置すれば住宅が倒壊するおそれが生じ、また、降雪による通行障害により車中に閉じ込められるなど、多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じたことから、法の適用を決定し、障害物の除去（除排雪）等の応急救助を実施しているところである。

各都道府県におかれては、今後も引き続き、大雪による災害の発生に十分注意を払い、発災のおそれが生じた場合には迅速な対応がなされるよう体制の徹底をお願いする。

また、今冬期の大雪については、今後、融雪出水期を迎えることになると、雪崩、融雪に伴う出水及び土砂災害が発生することが懸念されるので、関係機関と緊密な連携のもと、更に一層の体制の強化をお願いする。

（１）災害救助法による障害物の除去の留意事項について

今冬期の大雪に係る法による障害物の除去（除排雪）については、既に本年２月１７日付け社会・援護局総務課長通知により、その取り扱いを示しているところであるので、各都道府県においては、この内容につき、改めて管内市町村への周知徹底をお願いする。

また、同法による住宅の除雪は、降雪による住宅の倒壊等により、住民の方が危害を受けるおそれがある場合であって、自らの資力によっては、除雪を行うことができない場合に本人に代わって行政が行うものであるが、今冬期の大雪においては、自ら除雪を行う人員の確保が難しい状況であるため、資力の有無にかかわらず、同法による住宅の除雪を行うことができる取り扱いとしている旨、併せて周知徹底をお願いする。

なお、これらの取り扱いを含め、法による救助については、同法が適用された市町村に住民票がない方についても等しく対象となることを念のため申し添える。

（２）予備費の早期執行について

被災者支援に万全を期すため、災害救助費負担金として、２３年度予

備費の使用により、大雪による法適用県（青森県、新潟県、長野県）に対し、災害救助費負担金を前倒しで交付することとしたので、当該県におかれては、管内市町村に対して速やかに資金交付をしていただくようお願いする。

3 災害救助法の運用について

都道府県は、法における応急救助の実施主体であることから、大規模災害が発生した場合には、管内市町村への強いリーダーシップを発揮することが求められる。

このため、次の事項に留意しつつ、平常時より職員の参集体制の確保や関係部局との役割分担について調整を行うとともに、市町村との連絡体制を十分に構築された上、法適用や応急救助の実施等に際し、迅速かつ円滑な対応を行われたい。

（１）法適用の判断について

法適用の決定については、その後の応急救助の実施に影響を及ぼすものであることから、法所管課においては、法の趣旨、適用基準の考え方について十分理解し、知事等が適切に判断できるよう報告を行うなど、迅速かつ十分な対応を図られたい。

また、法の適用基準については、法施行令第１条第１項に定めており、基本的には、同項第１号、第２号及び第３項前段で、市町村又は都道府県の区域内の人口に応じて適用の基準となる滅失世帯数を定め、被害住家の数で判断することとなっている。

しかしながら、この滅失世帯数に達しない場合であっても、同項第３号後段及び第４号に該当する場合、法を適用することが可能となっている。

特に、同項第４号については、多数の住民の生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、

- ① 避難して継続的な救助を必要とし、

② 食品の給与又は救出に特殊な補給方法又は技術を必要とする場合に法を適用することが可能となっている。

このように、法の適用判断に際しては、被害住家の数だけでなく、柔軟に適用できるようになっており、迅速な応急救助の実施が可能であることに留意し、災害の状況が同項のどの規定に合致するか十分検討のうえ判断をお願いしたい。

(2) 被害状況の迅速な把握について

被害状況の把握については、法の適用判断の基礎となるだけでなく、救助の早期実施や、救助の種類、その程度、方法及び期間等の決定にも重大な影響を及ぼすものであることから、迅速に行われたい。

特に東日本大震災においては、津波被害によりライフラインや通信ラインの途絶だけでなく、自治体の庁舎が被災したことにより、早期に正確な被害情報を得ることが困難であった。

都道府県は市町村からの情報をもとに法の適用を早急に検討し、迅速に応急救助を実施する必要があるため、日頃より市町村の被害状況の把握方法について、情報収集・連絡手段等の複数方法を検討しておくとともに、常日頃から被害状況等を迅速に都道府県へ報告させることを徹底されたい。

なお、法の適用は都道府県知事が行うことから、指定都市及び中核市に対しても、他の市町村と同様、密接に連絡を取り、被害状況を把握するよう努められたい。

(3) 応急救助の実施状況の把握について

法においては、救助に関する事務の一部を市町村に委任することができることとなっており、実際も、避難所の設置や食品の給与、応急修理等、ほとんどの救助業務は市町村に委任して行われることが多い。

都道府県におかれては、救助に関する事務の一部を市町村に委任した場合には、応急救助の実施主体として、常に市町村に委任した事務の状況把握に努めるとともに、万一、市町村において事務の遂行上不測の事

態が生じた場合等には、都道府県において委任元としての責任を持って市町村に対する助言を行う等、適切な事務の遂行に努められたい。

また、法適用後においては、被害状況、法に基づく救助の実施状況を逐次把握し、情報提供を行うよう市町村に依頼するとともに、当室に対してもその内容について逐次情報提供されたい。

なお、法による応急救助の実施に当たっては、法担当部局のみならず、消防、保健、福祉、住宅などの部局との役割分担及び連携方法を平常時において明確にされたいこと。

(4) 災害救助基準について

① 一般基準

法による救助については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」((平成12年3月31日厚生省告示第144号)。以下、「一般基準」という。)に基づき実施されているところである。

平成23年度の一般基準は、東日本大震災により見直しを行わなかった。平成24年度の一般基準は、消費者物価指数等の変動を勘案し、必要な見直し等の検討をしており、検討結果等を踏まえ改めてお知らせすることとしているので、各都道府県におかれては、関係する規則等の見直しに遺漏のないようお願いしたい

② 特別基準

法の救助を実施するにあたっては、基本的には一般基準で対応することとなるが、個々の災害について一般基準で対応が困難な特別な事情がある場合には、「特別基準」を設定することが可能である。

なお、特別基準の協議(まずは電話による協議で可)にあたっては、一般基準の期限内に、協議を行う理由(被災地における当該救助の具体的実施状況等)を都道府県において十分把握のうえ、当室に連絡されるようお願いしたい。特別基準の再設定が必要となる場合についても、同様に救助の実施状況を把握のうえ当室へ連絡されたい。

(参考) 法施行令第9条

第1項 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、厚生労働大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事が、これを定める。

第2項 前項の厚生労働大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(5) 基金による備蓄等

法第41条第3号の規定により、事前購入された法第23条第1項に規定する給与品（以下、「基金による備蓄物品」という。）は、法による救助を行うために必要となる被災者への給与品であり、応急的に必要になると考えられる食料、飲料水、毛布、その他の生活必需品等である。

従って、厳密に言えば、救助を行う者が使用する機器の類、救出用の重機等、被災者に給与されない物品は救助に必要な物資であっても認められない。

なお、要援護者の生活必需品として、

① 洋式ポータブルトイレ、ベッド、担架、パーティション、歩行器などの備品

② 紙おむつ、ストーマ用装具等消耗器材

についても基金による備蓄物品とすることが可能であるので、各都道府県におかれては、福祉避難所の事前指定とも併せて基金の活用による備蓄物品についても検討をお願いしたい。

(6) 災害時要援護者への対応について

高齢者、障害者等の災害時要援護者の避難支援対策の推進については、災害による人的被害を軽減する上で、喫緊の課題である。

このような認識の下、政府全体として「災害時要援護者の避難支援ガ

イドライン(平成18年3月改定)」、「災害時要援護者対策の進め方について(平成19年4月)」のとりまとめや「自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プラン(平成20年4月)」において、避難支援プランの全体計画等の策定等、様々な取り組みを行ってきたところである。

各市町村における災害時要援護者の避難支援対策の取り組み(避難支援プランの全体計画の策定、個別計画の策定、災害時要援護者名簿の整備等)と併せて、福祉避難所の必要数等についての把握を行うなど、一体的な推進を図られたいこと。

なお、今後内閣府において、東日本大震災における災害時要援護者の避難状況を踏まえ、ガイドラインの見直しを含め災害時要援護者の避難支援についての検討が行われることとなっている。

(7) 局地的な大雨

近年、局地的な大雨が各地で観測されている。このような局地的大雨は、急激に天候が変化し、非常に強い雨が降るため、降った雨が低い場所へ一気に流れ込み、急な河川の増水や冠水など、短時間でも大きな被害が発生するとともに、狭い範囲での大雨のため、状況の把握が困難である。

法による救助は、災害により現に救助を必要とする者に対して行うものであるため、法に基づく適切な応急救助を行うためには、迅速な情報把握が不可欠である。

悪天候時に、最新の気象情報を把握し、周辺の河川や冠水危険地域の状況等について、逐次情報収集を行うのは当然のこと、平時より情報収集手段、被害状況の把握方法等について再点検を行い、災害の発生時には、より迅速な情報収集と情報伝達が図られるよう、十分な準備をお願いしたい。

(参考) 床上浸水の被害認定について

- 床上浸水の被害認定については、内閣府より「浸水等による住家被害の認定について（平成 16 年 10 月 28 日政防第 842 号）が発出されている。

4 災害弔慰金等

(1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給については、自然災害に起因しない場合には、対象とならないのでご留意願いたい。

また、市町村において支給の可否の判断が困難な場合には、必要に応じて有識者等による審査会を設ける等、認定については適切に行われたい。

旅行先等で被災された方の支給認定については、これらの方が居住されていた市町村が行うこととなるが、その際、被災自治体から当該自治体に対して情報提供を行う等、支給に遺漏が生じないようにご配慮願いたい。

特に、2 以上の都道府県において災害救助法が適用された場合には、同一の災害により生じた被害で、法が適用されていない市町村における被害も災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給対象となるのでご留意願いたい。

(2) 災害援護資金

災害援護資金の貸付に際しては、当該被災者に対し、被災者生活再建支援制度など生活再建に活用し得る他制度に関する情報の提供にもご留意されたい。

災害援護資金の貸付に当たっては、貸付を受けようとする者の申告に基づき、市町村において、その対象となる被害の認定を含めて必要な調査を行い、貸付対象とすることが適当かを確認することとされている。

都道府県におかれては、適切な災害援護資金の貸付事務が行われるよ

う市町村に対する十分な助言をお願いしたい。

なお、過去において、居住の事実がないにもかかわらず、住民登録地で被災し家財が使用不能になったとして、り災証明書を取得し虚偽の災害援護資金の申請をした詐欺未遂事件や、別人を装ってり災証明書を取得し、必要書類を添付して災害援護資金の貸付を受けた詐欺事件などが発生しているので、貸付にあたっては十分ご留意願いたい。

5 災害救助対策事業について

災害救助対策事業は、阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、災害救助法による応急救助の円滑な実施に資するために、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成 17 年 3 月 31 日付け社援発第 0331021 号厚生労働省社会・援護局長通知)に基づき、都道府県が管内市町村の関係職員を対象とした実務的な研修や地域住民に対する広報・啓発等の基盤整備を行う事業として創設されたものである。

このため、災害対応時における各自治体の経験や地域住民の要望等も踏まえ、地域の特性等に配慮した防災体制強化の観点から、被害の軽減や未然の防止をねらいとして、本事業を積極的に活用されたい。

本事業は、事業の趣旨に合う内容であれば、法担当部局以外の部局が実施する事業についても補助対象とすることとしているので、消防、保健、住宅などの部局とも調整のうえ活用されたい。

特に、福祉避難所の設置・運営に係るリーフレットの作成等、災害時要援護者支援に関する事業及びその他法による応急救助の適切な実施に資する事業として、先駆的な事業に対しては優先的に採択する方針であり、積極的な活用をお願いしたい。

なお、当事業の活用にあたって相談等がある場合には、委細に関わらず積極的に当室まで連絡をされたい。

(参考) 災害救助対策事業の概要

○ セーフティネット支援対策等事業費補助金(災害救助対策等事業)

(1) 実施主体 都道府県

(2) 補助率 1/2

(3) 具体的な内容

① 市町村災害救助関係職員研修会等

- ・ 研修会、連絡協議会
- ・ 実務マニュアル等の作成 等

② 災害救助制度に関する啓発・広報の推進

- ・ リーフレット(特に福祉避難所に関するもの)、パンフレット等の作成
- ・ 災害ボランティアの育成
- ・ 災害時要援護者支援担当者研修・会議 等

③ その他災害救助法による応急救助の的確な実施に資する事業

- ・ 災害時の心のケア活動研修会
- ・ 図上訓練の実施
- ・ 各種事項のマニュアルの作成(発災後24時間の対応、避難所の運営、福祉避難所の支援、応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理の支援、仮設トイレの設置等) 等

6 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)について

(1) 国民保護救援基準の改定

平成24年度国民保護救援基準については、災害救助基準と整合性を図りながら必要な見直し等の検討をしているところであり、検討結果等を踏まえ改めてお知らせすることとしているのでご留意願いたい。

(2) 国民保護(救援)関連対策事業

国民保護法の「救援」体制を整備することを目的として、平成17年度より「国民保護(救援)関連対策事業」をセーフティネット支援対策

等事業費補助金の事業の対象としている。運用面での実効性を高める一助として積極的な活用を図られたい。

(参考) 国民保護(救援)関連対策事業の概要

○ セーフティネット支援対策等事業費補助金(災害救助対策等事)

(1) 実施主体 都道府県、指定都市

(2) 補助率 1/2

(3) 具体的な内容

国民保護の救援に関するマニュアル作成事業、市町村担当職員研修会等

(3) 国民保護実働訓練について

国と都道府県の共同による国民保護実働訓練については、都道府県の希望等も踏まえて平成17年度より各自治体で実施されているところであるが、このうち被災者の救援にかかる訓練費用については、災害救助費等負担金による補助が可能であるので、ご承知おき願いたい。

(参考) 国民保護実働訓練(救援)の概要

○ 災害救助費等負担金(国民保護訓練経費)

(1) 実施主体 都道府県

(2) 補助率 10/10

(3) 具体的な内容

被災者の避難、炊き出し、医療などの実働訓練

7 災害救助担当者全国会議

本年度は、東日本大震災への対応のため中止したところである。平成24年度は、全国会議の開催を5月下旬から6月上旬にかけて予定しており、弾力運用等各種通知の取扱について、当室内で整理を行い、災害救助担当者全国会議等において示す予定のため、職員派遣について特段の配慮をお願いしたい。

8 日本赤十字社等に寄せられた義援金について

日本赤十字社等（※）に寄せられた東日本大震災に係る義援金の配付に当たり、御尽力いただいていることに義援金配分割合決定委員会事務局として深く感謝申し上げます。 ※日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会、NHK厚生文化事業団

現在、義援金の配付は相当進んでいるが、引き続き、速やかな配付について願います。

※配付状況は厚生労働省ホームページ参照

http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/gienkin.html

今回の震災では、配付事務を行う市役所等が被害に遭い、行政機能の復旧に時間を要したことや、震災直後は避難所運営等に最優先に取り組み、義援金の配付に必要な被害認定に手が回らなかったこと、など様々なことが要因で義援金の配付の遅れなど多くの指摘があった。

各自治体では、被災者への速やかな生活支援を行う観点から、平時より、被災者支援に活用できるシステムの導入を図る必要がある。

そのため、総務省も推奨する「被災者支援システム（※）」などの被災者情報を集約するシステムを導入するなど、災害時の活用に備えることが必要である。

また、今回の東日本大震災に係る義援金の配分対象となった15都道府県では、日本赤十字社等の義援金受付団体が設置した「義援金配分割合決定委員会」の第2次配分に当たっての共通認識（6月6日会合）に基づき、配分基準や配分実績等について速やかに公表し、義援金の配付に係る透明性を確保するようお願いする。

※被災者支援システム

- ・兵庫県西宮市が阪神・淡路大震災の時に開発した被災者情報を集約するシステム。
- ・世帯毎に①犠牲者の有無、②家屋の状態、③避難先、④罹災証明書発行の履歴、⑤銀行口座番号、⑥義援金の支給状況など、支援に必要なデータを住民基本台帳のデータを一括して管理。
- ・総務省が平成21年にCD-Rで全国の自治体に配付。財団法人地方自治情報センターが管理しており無料で公開。

